

## 大阪市告示第666号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により鶴見橋三丁目地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月10日

大阪市長 横山英幸

### 1 施行者の名称

大阪市（都市整備局市街地整備部連携事業課）

### 2 事業施行期間

令和6年5月10日から令和7年9月30日

### 3 施行地区

大阪市西成区鶴見橋三丁目の一部

### 4 土地区画整理事業の名称

鶴見橋三丁目地区土地区画整理事業

### 5 事務所の所在地

大阪市北区中之島一丁目3番20号（大阪市役所都市整備局市街地整備部連携事業課内）

### 6 施行認可の年月日

令和6年5月10日

### 7 施行者の住所

大阪市北区中之島一丁目3番20号

### 8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### 9 公告の方法

大阪市公報ならびに事務所（大阪市役所都市整備局市街地整備部連携事業課）に掲示する。

(都市整備局市街地整備部区画整理課)